

## 少子化対策の推進について

## 1 少子化対策の必要性

## (1) 少子化社会の現状認識

平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）が発表した「日本の地域別将来人口（平成25(2013)年3月推計）」によれば、2010年から2040年までの30年間で、全国では約2,078万人、三重県では約35万人減少すると推計されています。

また、平成23年11月に社人研が発表した「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」によれば、理想的な子どもの数は、2人以上となっているものの、全国の「合計特殊出生率」は1.41(2012年)に止まっています。

さらに、同調査（独身者調査）によれば、未婚者の約9割が、将来結婚する意思を持っているにも関わらず、晩婚化が進むとともに、生涯未婚率が上昇しています。

このような状況を踏まえ、国においては、「少子化等による人口構造の変化は、社会的課題である」、「国民の希望を叶える観点から、少子化対策は、政府をはじめ関係者あげて取り組まなければならない国民的課題である」との認識のもと、「少子化危機突破のための緊急対策」が決定され、少子化危機とも言うべき状況を突破するため、子育て支援の強化、働き方改革、結婚・妊娠・出産支援を緊急対策の柱として推進することとなりました。

一方、県においては、『第2回 みえ県民意識調査』によれば、20歳代から40歳代における県民の幸福感の平均は、未婚者より既婚者が高く、既婚者では子どもがいる方が高く、さらに子どもの数が多いほど高くなっています。しかし、理想の子どもの数2.5人に対し、実際の子どもの数が1.7人に止まっているとの結果がでており、理想と現実にはギャップが生じています。

また、地方における少子化対策に関する連携した取組として、子育て支援に高い志を持つ、本県を含む10県の知事で「子育て同盟」を発足し、お互いに切磋琢磨しながら子育て支援施策を実施、先導していくこととしています。

## (2) 少子化対策に取り組む上での課題認識

## ① 結婚・妊娠・出産の願いが叶いにくい社会

出会いの機会が少ない、雇用状況が不安定で経済的な基盤が弱い、子育てにお金がかかる、健康上の不安といったことなどから、結婚したくても結婚できない、子どもを産みたくても産めない人が多くいます。このため、結婚・妊娠・出産の希望が叶う地域社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

## ② 子育てと仕事の両立が困難

育児休業後の職場復帰等に課題があることや男性の長時間勤務などから、育児休業取得や男性の育児参加が進んでいない企業があります。このため、子育てと仕事の両立支援など働き方の改革をさらに進めていく必要があります。

## ③ 子どもを育てる地域社会の変容

子どもはわが国の将来を支える「社会の宝」であると言われながら、地域社会で子育てを見守り、支えていた仕組みが希薄になりつつあり、子育て家庭の孤立が危惧されています。このため、地域、学校、企業等地域社会全体が連携するなど新たな仕組みを構築し、子どもや子育て家庭を見守り、支援していく必要があります。

## ④ 地方目線の少子化対策

少子化対策に関しては、例えば大都市圏では保育所の待機児童が問題とされていますが、それは地方における課題とは異なることもあり、さらに、県内でも各地域で状況や課題は異なっています。このため、少子化に対する課題の解決には、全国画一的なものでなく、それぞれの地域の状況に応じた対策を取る必要があります。

## 2 三重県が取り組む少子化対策

こうした現状や課題を踏まえ、本県においては、決して価値観の押しつけではなく、しかし、私たちのふるさとを維持し、次世代につないでいく、そして何よりも子どもを産み、育てたいという人の希望が叶う社会であると同時に、子どもたちが豊かに育つことのできる社会を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児における課題の解決に取り組みます。

これまで、子育て施策を中心に、県、市町が協力し、少子化対策につながる様々な対策を講じてきましたが、少子化に歯止めをかけるような十分な成果を上げることができていません。

今後は、社会的な課題として、市町との役割分担のもと、少子化対策に関する県としての専門性・補完性・広域性からの取組、セーフティネットの取組や先進モデルの創成のほか、県民への意識喚起について全庁挙げて取り組むとともに、少子化対策に積極的に取り組む他の自治体とも連携することにより、日本全体の少子化対策に資することをめざします。

## 3 本県における少子化対策の推進体制について

少子化は、地域経済への影響も懸念される、社会的に大きな課題であり、子育て支援はもちろんですが、雇用対策をはじめ、地域づくり、学校教育など様々な分野で、全庁一丸となり総合的に対策に取り組む必要があることから、新たに知事を本部長とした、「少子化対策総合推進本部（以下、「少子化対策本部」という。）」を設置します。

今後、少子化対策本部において、本県における少子化対策に関する取組について体系的な整理をしたうえで、平成26年度以降、今後取り組むべき対策をとりまとめていきます。

## 三重県少子化対策総合推進本部設置要綱(案)

### (設置)

第1条 庁内関係部局間の連携を確保し、少子化対策を総合的かつ効果的に推進するため、三重県少子化対策総合推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 少子化対策に係る施策の企画・総合調整に関すること。
- (2) 少子化対策に係る施策の推進に関すること。
- (3) その他少子化対策に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる
- 5 部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 推進本部には、必要に応じて部会を置くことができる。

### (幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、健康福祉部子ども・家庭局次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。
  - (1) 推進本部に提案する事項
  - (2) 各部局等の施策について相互に調整を要する事項
- 6 幹事会には、ワーキング部会を置くことができる。

### (幹事会の運営)

第7条 幹事長は、会務を総理する。

- 2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務

を代理する。

3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

4 幹事長は、必要があると認めるとき、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

別表 1

本部長	知事
副本部長	副知事
	副知事
	危機管理統括監
本部員	戦略企画部長
	総務部長
	健康福祉部長
	健康福祉部医療対策局長
	健康福祉部子ども・家庭局長
	環境生活部長
	地域連携部長
	地域振興部南部地域活性化局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	雇用経済部観光・国際局長
	県土整備部長
教育長	

別表 2

幹事長	健康福祉部子ども・家庭局次長
幹事	戦略企画部戦略企画総務課長
	戦略企画部企画課長
	戦略企画部政策提言・広域連携課長
	総務部総務課長
	健康福祉部健康福祉総務課長
	環境生活部環境生活総務課長
	地域連携部地域連携総務課長
	農林水産部農林水産総務課長
	雇用経済部雇用経済総務課長
	県土整備部県土整備総務課長
	教育委員会事務局教育総務課長